

「Attachment」

法学部 1 年 野村宇宙

「なんだその目つきは！俺を馬鹿にしてるのか！」

そう怒鳴ると、身長 195cm、体重 120kg にも及ぶその大男は、まだ 3 歳になったばかりの息子を容赦なく殴り始めた。息子は幼い身体を懸命に震わせて泣き叫び、「パパ痛いよ、助けて！」と悲痛な叫びをあげたが、男は一向に手を止める気配がない。それどころか、暴行はさらに激しさを増していき、遂には無抵抗の我が子を蹴飛ばしたり投げ飛ばしたりしていた。それに気づいた母親が急いで救急車を呼び、救急隊が駆け付けた頃にはもう手遅れであった。顔や下半身の至るところに痛々しいあざができ、左耳からは血が噴き出していたのだ。

そして、未来ある少年はたった 3 年の余りにも短い生涯を終えた。

—東京都大田区 3 歳男児ガンつけ虐待死事件 (2016/1/27) —

110 番通報を受け、駆け付けた警察官は皆一様に思わず言葉を失った。

そこには、変わり果てた 3 歳の少女の遺体があったからだ。少女の顔は大量の熱湯を浴びたことによる火傷で覆われ、身体の至るところには皮膚が剥離してしまっただけの傷があちらこちらにあった。その上、骨と皮だけになるほど痩せ細り、胃の中は空っぽで何も残っていない状態であった。押入れには不自然にも金具が取り付けられており、ロープを使って少女が拘束された跡が残っていた。

その後の調べによると、両親は LINE で「今日はどんな虐待をするか」楽しそうに相談していたという。

—埼玉県狭山市 3 歳女兒保護責任者遺棄事件 (2016/1/11) —

目次

1. 社会認識
2. 理想社会像、問題意識
3. 現状分析
 - 3-0. 児童虐待とは
 - 3-1. 現状分析の概要
 - 3-2. 予防における現状
 - 3-3. 介入、一時保護における現状
 - 3-4. アフターケアにおける現状
4. 原因分析
 - 4-1. 原因分析の概要
 - 4-2. 予防における問題点
 - 4-3. 介入、一時保護における問題点
 - 4-4. アフターケアにおける問題点
5. 政策
 - 5-1. 政策の概要
 - 5-2. 予防策
 - 5-3. 介入、一時保護における政策
 - 5-4. アフターケア政策
 - 5-4-1. FGC の導入
 - 5-4-2. 里親拡充政策
6. 参考文献

1. 社会認識

現代社会は「グローバル化、成熟化が進行した社会」である。

第二次世界大戦後、大戦の反省から人権の重要性が国際社会において主張され始めた。そして、1948年に国連によって世界人権宣言が採択されたことを端緒として、1965年には人種差別撤廃条約が採択され、1979年には女子差別撤廃条約が採択されるなど、国際社会において人々の人権意識は高まっていった。こうした人権意識の高まりの中で、1989年には国連によって子どもの権利条約が採択された。

一方で日本の社会においては、1970年代に東南アジア、中国、西洋諸国から日本へ来る外国人の数が増加していったことから分かるように、グローバル化が進行していた。それによって、国際社会における人権意識の高まりを背景として、日本国内に「全ての人には人権があるため、万人の平等を実現すべきであり、それゆえ社会的弱者は保護すべきだ」とする、人権思想が海外から流入した。その当時の日本の社会は、1970年代を境に人々の物に対する需要が少なくなり始め、それまで高かった経済成長率が低下し始めたことから分かるように、成熟化した社会であった。そのため、物的には満たされた人々が自己実現や他者への援助などによって得られる、精神的充足を求める傾向にあった。その結果として、海外から流入してきた人権思想が日本の成熟化した社会に広く浸透していったため、日本国内においても人々の人権意識が高まった。そして、「自分たち大人が保護しなければならない弱者、子どもを救うべきだ」とする意見が多くなっていき、1990年に大阪で児童虐待防止協会が発足したことからも分かるように、児童虐待が社会問題として顕在化し、社会において人々に広く問題視されるようになった。

その後も児童虐待は大きな事件が報道されるたびに、その凄惨さに世間の注目が集まってはいるが、今日でも有効な解決策が見つからず、児童虐待の認知件数は増える一方であるため、日本全国で児童虐待が問題視されている、という現状がある。

2. 理想社会像、問題意識

私の理想社会像は「人々が安心できる社会」である。ここでいう安心とは、個人が自己肯定感を持っている状態を指す。また、個人が自己肯定感を得るためには、自我の確立が必要となる。ここでいう自我とは、個人の内面に存在し、自己の在り方に一貫性をもたらすものを指す。ここで、個人が自我を確立させるためには、他者からの承認が必要である。ここでいう承認とは、相手の在り方を認めることである。承認の中でも、生まれて初めて関わる他者である、親からの承認を得ることが重要である。なぜなら、親からの承認は自我の確立にとりわけ大きな影響を及ぼすからである。

そこで、私の問題意識は「児童虐待」である。児童虐待においては、生まれて初めて関わる他者である親が子どもの在り方を認めないため、親から承認を得られない子どもが自我を確立できない恐れが大きい。そして自我を確立できなければ、子どもは自己肯定感を得ることができず、安心もまた得られない。よって、私の問題意識は児童虐待である。

3. 現状分析

3-0. 児童虐待とは

【児童虐待の概要】

厚生労働省の分類によると、児童虐待は基本的に以下の表1の4つに分けられる。

表1

| | |
|-------|---|
| 身体的虐待 | 殴る、蹴る、投げ落とす、激しく揺さぶる、火傷を負わせる、溺れさせる、首を絞める、縄などにより一室に拘束するなど。 |
| 心理的虐待 | 言葉による脅し、無視、きょうだい間での差別的扱い、子どもの目の前で家族に対して暴力を振るうなど。 |
| ネグレクト | 家に閉じ込める、食事を与えない、酷く不潔にする、自動車の中に放置する、重い病気になっても病院に連れて行かないなど。 |
| 性的虐待 | 子どもへの性的行為、性的行為を見せる、性器を触るまたは触らせる、ポルノグラフィの被写体にするなど。 |

【問題の規模】

○認知件数

厚生労働省の調査によると、平成26年度の児童虐待の認知件数（児童相談所への相談件数）は、88,931件であった。また現在、3.6日に1人のペースで、児童虐待により子どもが亡くなっている。

○暗数

上記の件数はあくまで認知件数であり、実際にはさらに多くの児童虐待が起こっていると考えられる。児童虐待防止制度研究会（1993）によれば、その実数は認知件数の約10倍だと推定されている。

【被害】

①「長期的な後遺症」

杉山ら（2005）が児童虐待を受けた子ども342人に対し、精神医学的診断を行ったところ反応性愛着障害が49%、行為障害（非行）が29%、PTSDが33%、解離性障害が52%に見られたという。ここから、児童虐待が子ども達に長期的な後遺症を残すことが分かり、そのもたらす被害の大きさがうかがえる。ここで、例えば反応性愛着障害には情緒不安定や自尊心の欠如といった症状があり、PTSDは長期的にトラウマが続くものである。以上から、児童虐待を受けた子どもは自己肯定感や安心を得られない状況に陥ってしまうことが分かる。また、解離性障害においては、自分が自分であるという感覚が失われてしまうという症状が

存在するため、児童虐待が子どもの自我の確立に悪影響を及ぼしているとも言える。

②「児童虐待の世代間連鎖」

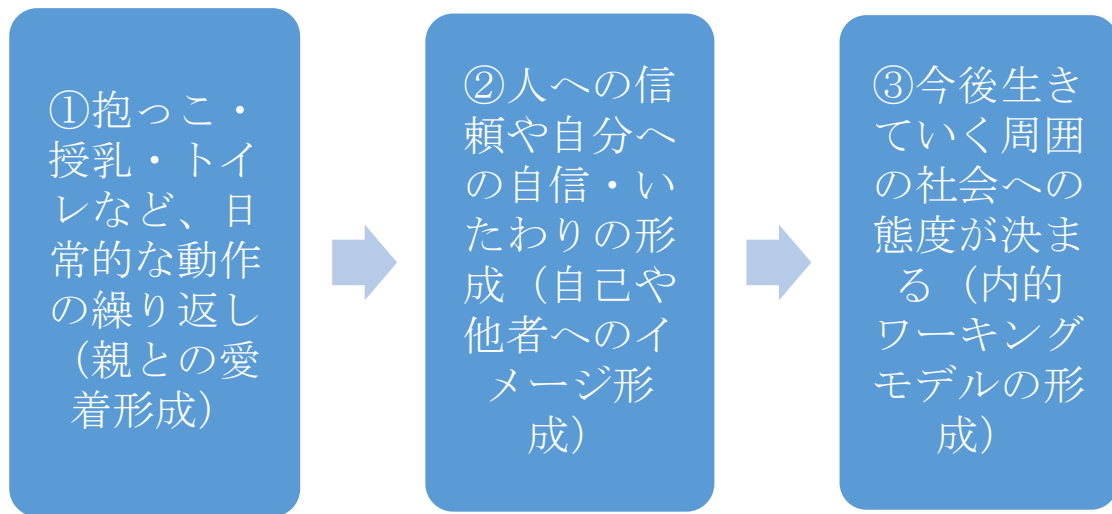
児童虐待は「世代間連鎖」をする。ここで、幼児期に虐待されて育った者は、成長してから自らの子どもに児童虐待を行ってしまう危険性が高い現象のことを、児童虐待の世代間連鎖と言う。西澤（1997）や荻原・岩井（1998）によると、虐待者が被虐待経験を持つ割合は39.6%とする調査結果がある。これは、虐待体験により自尊心や基本的信頼感が身につかなかったことや、自らの親が暴力を用いたことを育児方法として学習したことが原因だと考えられる。

③「子どもの自我の確立に対する悪影響」

児童虐待という問題を見るにあたって、特に大きな問題と言えるのは児童虐待が「内的ワーキングモデル」の健全な形成を阻害するところにある。内的ワーキングモデルは個人の行動や考え方に大きな影響を与えるものであり、それゆえ俗に「児童虐待が子どもの人格形成に悪影響を与える」、「児童虐待が子どもの自我の確立に悪影響を与える」と言われる現象が、「内的ワーキングモデルの健全な形成の阻害」にあたると思われる。以下、内的ワーキングモデルと児童虐待がそれに与える影響について簡単に説明する。

○概要：内的ワーキングモデルとは、それに応じて人間が外界の事象を選択、解釈していく脳内に存在する外界の縮図。自分は愛され、援助してもらう価値のある存在なのかという「①自己に関する主観的確信」と、他者や外的世界は自分の求めに応じてくれるのかという「②他者に関する主観的確信」からなる表象モデルのこと。噛み砕いて言えば、「自己と他者に対するイメージから構成される、脳内に存在する外界のモデル」とも言えるだろう。

○形成：以下のように形成される。



○機能：個人はこのモデルに基づいて行動するので、このモデルは「行動、考え方、態度といった個人の在り方に、安定性や一貫性をもたらす重要な役割」を有する。

○性質：一旦形成されたモデルは、大抵無意識かつ自動的に働くため、意識的にこのモデルを点検、修正することは困難である。修正を余儀なくされるような大きな外界の変化（現実とモデルの大きな乖離など）が生じない限り、このモデルは変化しない。そのため、**Bowlby**は「初期のアタッチメント経験（親との愛情を介した関わり）により形成される内的ワーキングモデルが重要である」とした。

○児童虐待による悪影響：幼児期・児童期は初期の内的ワーキングモデルを形成していく重要な時期であるが、その時期に児童虐待が生じることは問題である。

何故なら被虐待児は、ネグレクトなどによってこのモデル形成の要件である、日常的な動作の繰り返しなどを得られない危険性が大きいからである。加えて、上の図の「①親との愛着形成」の段階において、自分が親に様々なことを要求し、親がそれに応えてくれることによって、自分が「保護されるべき価値のある人間だ」と確信し、自尊心を養うとともに「この人は自分を保護してくれる」という他者への信頼も醸成する必要があるが、児童虐待では自分の要求に親が応えてくれなかったり、むしろ危害を加えてきたりするため、自尊感情や他者への信頼が欠如しやすくなってしまふ。それゆえ、②の段階に進めない恐れが大きいのだ。

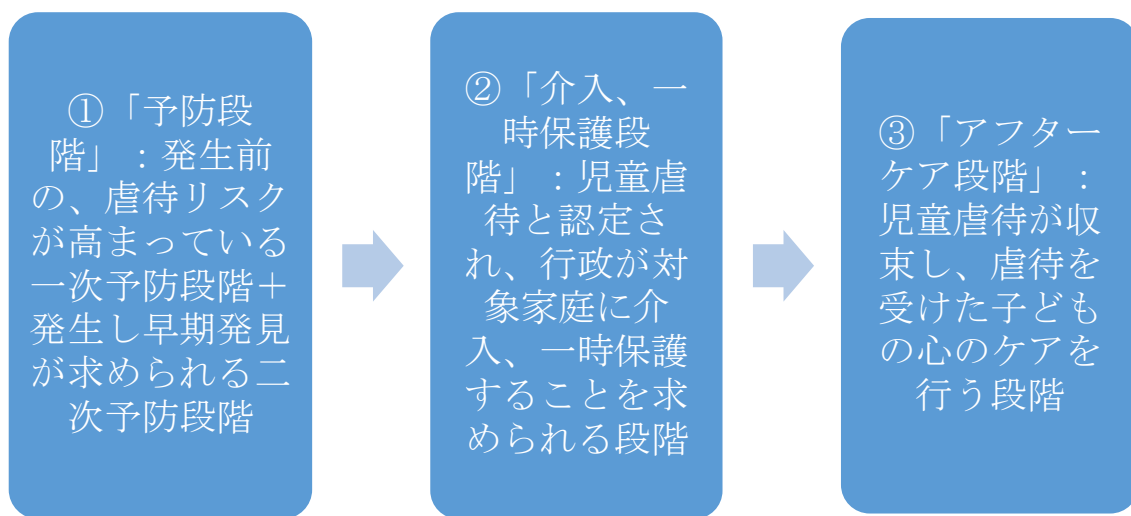
つまり児童虐待では、上の図の①が担保されないため、②、③も

行われたい言える。

実際、リヴィーとオーランズ (1998) によると、ハイリスクでマルトリートメント (児童虐待などの不適切な扱い) を受けた子どもたちの82%に無秩序・無方向型愛着 (親を不安の対象と見なす愛着障害の一種) が起きていると分かった。

【児童虐待の段階分け】

児童虐待という問題を見る上で、本研究レジュメにおいては、児童虐待という問題全体を必要十分に包括する、以下のような段階による段階分けをして分析を試みたいと思う。



3-1. 現状分析の概要

| ①予防における現状 (3-2) | ②介入、一時保護における現状 (3-3) | ③アフターケアにおける現状 (3-4) |
|---|--|---------------------------|
| ・多くの予防政策が打たれているにもかかわらず、児童虐待が起これり続けている現状 | ・認知件数のわずか2割ほどしか虐待家庭への介入、一時保護がなされていない現状 | ・施設養護中心のアフターケア制度がとられている現状 |

3-2. 予防における現状

予防段階においては、「政府が多くの予防策を打っているにもかかわらず、児童虐待が起

こり続けている現状」がある。

3-0 においても述べた通り、児童虐待は現在も発生し続けており、厚生労働省によれば平成 26 年度の児童虐待の認知件数が 88,931 件であること、現在 3.6 日に 1 人のペースで、児童虐待により子どもが亡くなっていること、児童虐待防止制度研究会（1993）によれば、暗数も含めた児童虐待の実数が、認知件数の約 10 倍だと推定されていることなどから鑑みても、その問題の規模は依然として大きい。

かといって、政府が児童虐待という問題に対して何も予防政策を打っていないかと言うとそうではない。児童虐待が広く問題視されるようになった昨今では、多くの自治体において、児童虐待の一次、二次予防策（発生予防策と早期発見策）が打たれている。大きく分けると、政府は児童虐待予防のための育児支援事業として、主に「①育児支援のための機関や拠点の設置」、「②広報、啓発活動」、「③育児支援のための家庭訪問事業」を行っていると言える。実際、厚生労働省によれば、児童虐待予防政策の実施状況は以下の表 2 の通りである。

表 2¹

| 政策名 | 政策の概要 | 政策の実施状況 |
|-----------------|--|--|
| 地域子育て支援拠点（①） | 各地方自治体において、子育て中の親が集い、親同士が交流を深めることができる場など、地域で育児を支援する拠点が設置されている。 | 各地域の人口分布に合わせて、全国 6,538 か所に設置されている。（平成 26 年度） |
| 広報・啓発活動（②） | ポスターや講演、児童虐待防止のためのオレンジリボン運動などを通じ、児童虐待予防のための広報・啓発活動を推進している。 | 児童虐待防止推進月間が厚生労働省によって定められ、児童虐待予防活動が推進されている。（平成 27 年度） |
| 要保護児童対策地域協議会（①） | 「子どもを守る地域ネットワーク」を設置し、それを拡大していくことによって、児童相談所や学校など関係機関の連携による児童虐待 | 92.7%の地方自治体において設置されている。（平成 23 年度） |

¹（出典）厚生労働省 HP を基に発表者作成

| | | |
|-------------------|--|---|
| | 予防の取り組みが推進されている。 | |
| ファミリーサポートセンター (①) | 育児支援のため、子どもの預かりを希望する人と、それを受け入れる意思のある人との間の連絡、調整を行う。 | 基本事業は 738 市区町村において、病児・緊急対応強化事業は 132 市区町村において行われている。(平成 25 年度) |
| こんにちは赤ちゃん事業 (③) | 乳児を持つ全家庭に対して育児支援のための家庭訪問事業が行われている。 | 全国の 92.3%の地方自治体で行われている。(平成 23 年度) |
| 養育支援訪問事業 (③) | 虐待ハイリスクの要支援家庭に対して、養育を支援していくための家庭訪問事業が行われている。 | 全国の地方自治体における実施率は 62.9%である。(平成 23 年度) |

(出典) 注 1 を参照。

以上から、予防段階における現状としては「政府が多くの予防策を打っているにもかかわらず児童虐待が発生し続けている現状」があると言える。

3-3. 介入、一時保護における現状

介入、一時保護の段階においては、「認知件数のわずか 2 割ほどしか虐待家庭への介入、一時保護がなされていない現状」がある。

児童相談所職員や警察によって、児童虐待が発生している家庭に対し、素早く適切に介入、一時保護が行われなければ、子どもの命や安全が危険にさらされ、最悪の場合死亡したり重傷を負ったり、そうでなくとも愛着障害や PTSD などの後遺症が子どもに残ってしまう恐れが大きいため、この現状は問題である。

以下の表 3 を見て分かる通り、厚生労働省の調査によると、平成 25 年度の、児童相談所による被虐待児の一時保護の件数はわずか 15,487 件であった。さらに、立ち入り調査の件数に至っては 84 件に過ぎなかった。平成 25 年度の、児童虐待の認知件数が 73,802 件であることを考えると、児童相談所による介入、一時保護の件数はわずか 21%であり、立ち入り調査の件数に至っては 0.5%にとどまっている。このことから、虐待家庭への介入、一時保護においては、十分な介入、一時保護がなされていないと分かる。

表 3² 平成 25 年度における児童虐待の認知件数、一時保護件数、立ち入り調査件数

| | | |
|--------|----------|------|
| 認知件数 | 73,802 件 | 100% |
| 一時保護 | 15,487 件 | 21% |
| 立ち入り調査 | 84 件 | 0.5% |

(出典) 注 2 を参照。

また厚生労働省によれば、平成 12 年から平成 15 年にかけての児童虐待による死亡件数は 125 件であるが、そのうち児童相談所が認知し、関与していたにもかかわらず、介入、一時保護による子どもの安全確保を行う前に、子どもが死亡してしまったケースは 24 件であった。つまり、19.2%ものケースにおいて、児童相談所による適切な介入、一時保護が行われないままに子どもが死亡し、介入、一時保護が最悪の形で手遅れとなってしまったことが言える。

以上から、介入、一時保護の段階における現状としては「認知件数のわずか 2 割ほどしか虐待家庭への介入、一時保護がなされていない現状」があると言える。

3-4. アフターケアにおける現状

アフターケア段階においては、「施設養護中心のアフターケア制度がとられている現状」があると言える。

被虐待児のアフターケアの方法としては、「親子再統合を経た家庭への復帰」、「里親制度を利用した社会的養護」、そして「施設を利用した社会的養護」が存在する。その上で上述の現状を以下で、「①家庭復帰における現状」、「②社会的養護における現状」に分けて分析していく。

①家庭復帰における現状

グラフ 1 を見て分かるように、厚生労働省の「平成 25 年度福祉行政報告例」によれば、児童虐待を主な理由として一時保護した件数のうち、社会的養護を行う機関に委託した件数（施設入所または里親などに委託した件数）は 28.1%であり、一時保護所から帰宅などの措置がとられた件数は 67.3%となっている。

一見すると家庭養護が十分に行われており、家庭復帰を中心としたアフターケアがなされているようにも思えるが、実態はそうではない。実際、加藤（2004）によると、一時帰宅や家庭復帰を行ったはいいものの、「親が子どもの現状を理解していない」ケースが 7 割、「家庭環境に問題のある」ケースが 6 割、「親に自分が児童虐待を行ったことへの自覚がない」ケースが 5 割、「親に育児知識や育児技術が備わっていない」ケースが 4 割存在したと

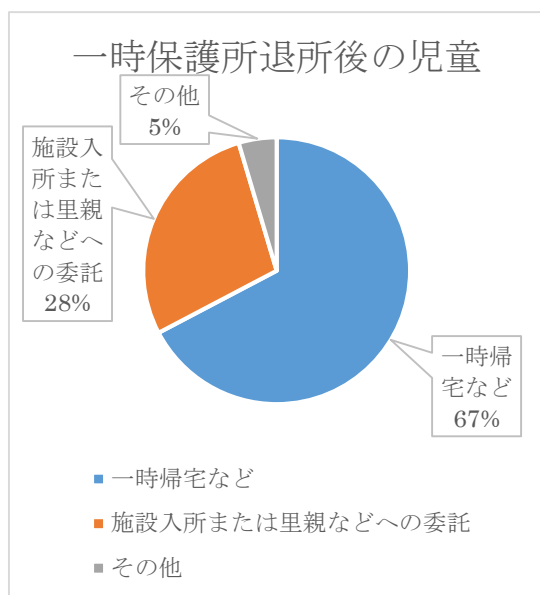
² (出典) 厚生労働省の調査 (平成 25 年度) の結果を基に発表者作成

言う。つまり、ここから親子再統合が十分になされ、児童虐待が再び起こる恐れがほとんどない状態での家庭への復帰がなされているわけではない、ということが分かる。よって、家庭への復帰によっては、児童虐待を受けた子どもの十分なアフターケアが行われていないと言える。

②社会的養護における現状

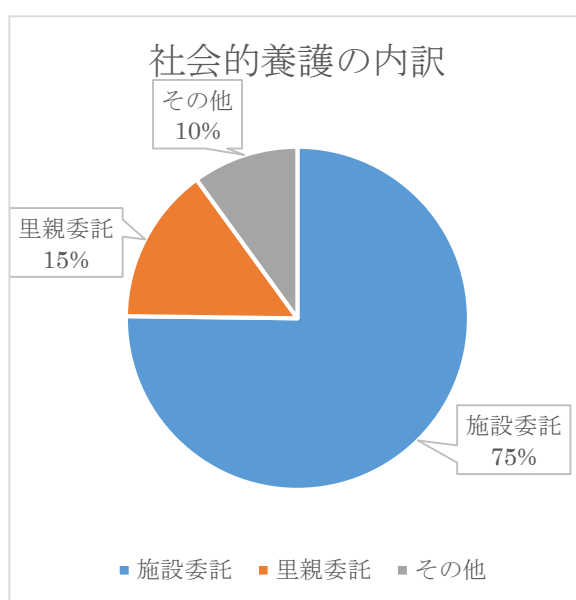
グラフ 2 を見て分かるように、現在のアフターケア制度における社会的養護の面では、厚生労働省の調査によると平成 24 年度における里親委託率は 14.8%であり、75.2%は児童養護施設や乳児院に預けられているという現状がある。社会的養護において、被虐待児の多くは里親による家庭養護ではなく、施設養護に委託されているのだ。

グラフ 1³



(出典) 注 3 を参照。

グラフ 2⁴



(出典) 注 4 を参照。

以上から、アフターケア段階における現状としては「施設養護中心のアフターケア制度がとられている現状」があると言える。

4. 原因分析

4-1. 原因分析の概要

³ (出典)「平成 25 年度 福祉行政報告例 (厚生労働省)」における調査結果を基に発表者作成

⁴ (出典)「平成 24 年度 社会的養護の現状について (厚生労働省)」の調査結果を基に発表者作成

| ①予防における問題点 (4-2) | ②介入、一時保護における問題点 (4-3) | ③アフターケアにおける問題点 (4-4) |
|---|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> • 自発的に利用しなければならない制度が多く、児童虐待予防策の利用率が低い点 ↓ • 社会の側から要支援家庭に働きかける制度の整備、拡充の必要性 | <ul style="list-style-type: none"> • ①児童相談所職員の安全、②児童相談所職員の多忙さという2点から、問題点は警察ではなく児童相談所の職員を主体とした介入、一時保護が行われている点 ↓ • 警察を主体とした介入制度の必要性 | <ul style="list-style-type: none"> • 家庭養護が理想であり、かつ施設養護が限界を迎えているのに、家庭養護ではなく、施設養護が中心となっている点 ↓ • 家庭養護中心のアフターケア制度にシフトしていく必要性 |

4-2. 予防における問題点

予防段階においては、「自発的に利用しなければならない制度が多く、児童虐待予防政策の利用率が低い点」に問題がある。

○現状分析でも述べた通り、児童虐待の予防政策は多く打たれている。しかし、それではなぜ児童虐待は今も多く発生し続けているのだろうか。それは、児童虐待を予防するための制度の利用率が低いからである。

実際、平成18年の千葉県における児童虐待防止調査事業「児童虐待に関する住民の意識調査」によると、児童虐待防止のための子育て支援策（つどいの広場、地域子育て支援センターなど）について、いずれも70～80%の人が「利用した経験がない」と回答した。このことから、自治体による児童虐待予防政策の利用率が低いと言える。

↓

○また、さらに掘り下げ、なぜそうした予防制度があまり利用されないのかについて考えてみると、それは利用者側が自発的に利用しなければならない制度が中心となっているからである。

実際、先ほどの「児童虐待に関する住民の意識調査」においても、千葉県において行われていた児童虐待の予防制度は「つどいの広場」や、「ファミリーサポートセンター」など、利用者が自発的に利用しなければならない制度ばかりであった。

↓

○児童虐待のリスクの高い、本当に支援が必要な家庭が自発的に制度を利用するかと言われれば、必ずしもそうではない場合が多い。

実際、平成 18 年の千葉県における児童虐待防止調査事業「児童虐待に関する住民の意識調査」によると、児童虐待行為について誰にも相談しなかった人の割合は、児童虐待をした（しそうになった）人のうち、61.7%であった。また、児童虐待について誰にも相談しなかった人にその理由を聞いたところ、69.8%が「自分で解決すべき問題だと思った」、28.3%が「虐待だと思っていなかった」と回答している。このことから、児童虐待について、児童虐待をしたり、しそうになったりした親が自発的に予防制度や育児支援制度を利用し、相談することは少ないと言える。



○そこで、効果的な予防制度を確立するためには、「社会の側から支援、予防が必要な家庭に対し、積極的に働き掛けていく予防制度」が必要となる。

それは具体的に言えば、育児支援家庭訪問事業を中心とした予防制度だと言える。何故なら、家庭訪問という手法ならば、利用者が自発的に制度を利用し、相談せずとも、行政の側から育児支援や児童虐待の予防が必要な家庭に、訪問という形で育児支援のアプローチをしていくことが可能となるからである。



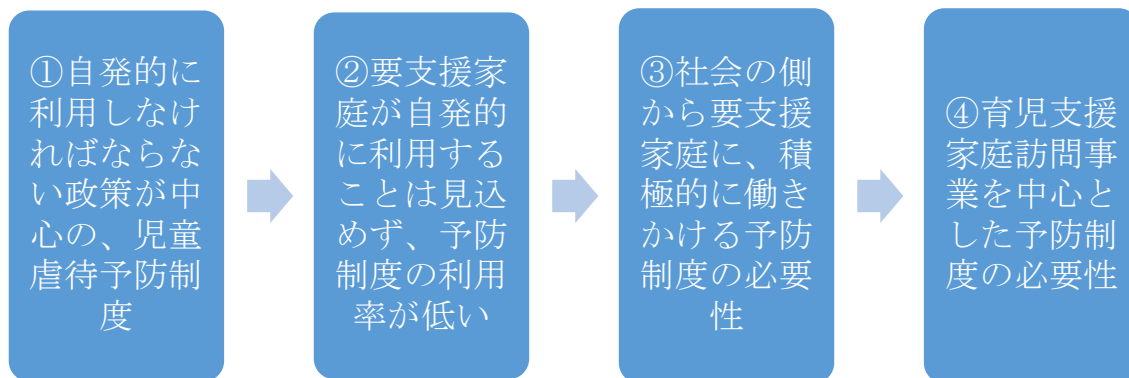
○ここで、現状分析でも述べた通り、政府は児童虐待予防のための育児支援事業として、主に①育児支援のための機関や拠点の設置、②広報、啓発活動、③育児支援のための家庭訪問事業の 3 点を行っていると言える。

総務省によると平成 22 年の段階で、全国 1,750 市町村のうち、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業の両方を実施している市町村は、1,001 市町村 (57.2%) にとどまっており、560 市町村 (32.0%) では乳児家庭全戸訪問事業は実施しているが、次のステップである養育支援訪問事業が行われていない、という問題がある。また、全戸を訪問することが決められている、乳児家庭全戸訪問事業の訪問率については、調査母体の 656 市町村からすると、81 市町村 (12.3%) において訪問率が 80%未満となっていた。

このように、育児支援家庭訪問事業の必要性が大きいにもかかわらず、その実施率についてはまだ不十分であり、政府は様々な予防政策をとってはいるが、一方で育児支援訪問事業が予防制度の中心になっているとは言えない状況にある。

それゆえ、育児支援家庭訪問事業を拡充し、その事業を中心とした予防制度を確立することが現在必要だと言える。

以上のことをまとめると、以下のようになる。



以上から、予防段階においては、自発的に利用しなければならない制度が多く「児童虐待予防政策の利用率が低い点」に問題があると言える。よって、「社会の側から支援、予防が必要な家庭に対し、積極的に働きかけていく予防制度の整備、拡充」が現在求められていると言える。

4-3. 介入、一時保護における問題点

介入、一時保護段階においては、「警察ではなく児童相談所の職員を主体とした介入、一時保護が行われている点」に問題があると言える。

現在、児童虐待防止法の規定により、児童相談所職員が虐待家庭への介入、一時保護の主体となっており、警察はその補助的な役割を担っているに過ぎない。児童相談所は、親の同意や裁判所の許可なしに自らの判断で介入、一時保護を行う事が許可されているため、児童相談所が介入、一時保護の中心となっていることは明らかである。また、基本的に児童相談所が介入、一時保護において必要だと判断した場合には警察がその援助をすることができることから、警察が介入、一時保護においては補助的な役割を担っているに過ぎないと言える。それらのことは、以下の児童福祉法や児童虐待防止法における条文を見ても分かる。

○児童福祉法 第三十三条 第一項：「児童相談所長は、必要があると認めるときは、第二十六条第一項の措置をとるに至るまで、児童に一時保護を加え、又は適当な者に委託して、一時保護を加えさせることができる。」

○児童虐待の防止等に関する法律 第九条第一項：「都道府県知事は、児童虐待が行われているおそれがあると認めるときは、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、児童の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。」

○児童虐待の防止等に関する法律 第十条 第一項：「児童相談所長は、第八条第二項の児童の安全の確認又は一時保護を行おうとする場合において、これらの職務の執行に際し必要があると認めるときは、当該児童の住所又は居所の所在地を管轄する警察署長に対

し援助を求めることができる。」

また、警察庁によると 2013 年において通報を受けた緊急時や児童相談所の開いていない夜間であったために、警察が一時保護を行った児童数は 1,855 人であった。一方で、厚生労働省によれば同年に児童相談所によって一時保護をされた件数が 15,487 件であることを考えると、やはり警察ではなく児童相談所が一時保護の中心を担っていることがここからも分かる。

その上で、児童相談所の職員を主体とした介入が行われていることによる問題点を、「①児童相談所職員の安全」、「②児童相談所職員の多忙さ」という 2 点から分析していく。

①「児童相談所職員の安全」

川崎二三彦（2003）によれば、介入、一時保護の現場においては「援助という限界のため警察官はドアの外で待機するしかない状況で、子どもを保護しようとした児童相談所職員が暴行を受けた」、「暴力的な保護者から子どもを保護するため、やむなく児童相談所職員の過半数が動員され、通常業務が停止状態になった」といった声もある。

そもそも、介入に抵抗する相手を取り押さえる術すら持たない児童相談所職員が、介入、一時保護にあたることは、多くの人数と時間を要するため非効率な上に、職員にとって危険なことはもちろん、最重要な「子どもの安全な保護」を危うくしかねない。だからこそ、虐待家庭への介入、一時保護を行うのに、児童相談所職員が主体となった介入だけを行おうとしても限界があると言えるのだ。

②「児童相談所職員の多忙さ」

ただでさえ児童虐待の認知件数増加に伴う、児童相談所職員の多忙さが問題視されていることを鑑みても、児童相談所職員を主体とした介入、一時保護には限界があると言える。

実際、東京都児童福祉審議会によると、養育困難、育児相談、非行相談など、東京都内の児童相談所職員が年間に新たに受け入れる相談件数は、1人当たり年間 100 件以上もある。このうち、児童虐待の相談件数は約 30 件にも上ると言う。ケースには、一時保護を要するものも多く、子どもや保護者の面接、関係諸機関への調査を行い、子どもの心理状況や行動的特徴、家族の全体状況を明らかにしなければならず、援助方針決定までにかかなり多くの業務が必要となる。援助方針決定後も、子どもの自立に向けた支援が必要な施設入所ケースや、定期的に家庭訪問などが必要な在宅指導ケースなど、1人当たり常時約 70 件を担当している。

また、東京だけに限らず、坂本（2012）によれば、欧米や韓国では児童虐待について職員 1 人当たり 20 件前後のケースを担当するが、日本では児童虐待だけでもその数倍、他の相談と合わせれば 100 件以上ものケースを担当することも珍しいことではないと言う。

つまり、1件1件慎重な対応が必要な案件を1人当たり常に70件、100件も抱えていることから、児童相談所職員の多忙さがうかがえるのだ。それだけ多忙な児童相談所職員が、介入、一時保護の中心を担っていくことには当然無理があると言える。

以上から、介入、一時保護段階においては「警察ではなく児童相談所の職員を主体とした介入、一時保護が行われている点」に問題があると言える。よって、「警察を主体とした介入制度を整備することの必要性」があると言える。

4-4. アフターケアにおける問題点

アフターケア段階においては、「家庭養護が理想であり、かつ施設養護が限界を迎えているのに、家庭養護ではなく、施設養護が中心になっている点」に問題がある。

現状分析でも述べたように、現在の日本では家庭養護ではなく施設養護が中心のアフターケア制度がとられている。それは、親子再統合の取り組みが少なく、かつ社会的養護における里親委託率が少ないことからそう言える。ここで、施設養護中心のアフターケア制度は2つの面において問題を抱えている。それゆえ、現行の施設養護中心のアフターケア制度から、家庭養護中心のアフターケア制度にシフトする必要性を訴える。以下にそのことを詳述していく。

○「施設養護の問題点1」：家庭養護と異なり、「同じ職員が継続的、個別的に接する事が難しい施設で、子どもが愛着形成を施設の職員と行うことは困難であると言える点」に問題がある。

実際、ブタペストでの調査では、実の親と生活していた子どもの全員が親との愛着形成を行っていた一方で、親と離れ、レジデンシャル養護施設で生活していた子どもは3%しか、職員と愛着形成を行えていなかった。ここから、施設養護によって愛着形成を行い、アフターケアを十分にしていくことは難しいと言える。

○「施設養護の問題点2」：「児童養護施設や乳児院において、被虐待児の増加に伴い施設が飽和状態にある点」に問題がある。そのため、施設養護中心のアフターケア制度をこのままとっていれば、児童虐待を受けた子どもへの愛着形成やそれに伴う適切なアフターケアは望めないと言える。

実際、以下の表4を見ると、児童虐待を受けた子どもが主に養護を受ける、乳児院や児童養護施設において、定員と現員の人数はかなり近い。このまま施設養護を必要とする児童が増えてい

けば、いずれ施設養護は限界を迎えてしまうと考えられるし、施設やそこで働く職員を増やし続けることも解決策として考えられなくはないが、急速に増加し続ける要保護児童数を鑑みれば、現実的とは言えない。それは、厚生労働省によると 2000 年から 2014 年までの児童虐待の認知件数の増加率が、5086 件/1 年という高い増加率であることから明らかだ。

表 4⁵ 社会的養護の現状（平成 26 年 厚生労働省）

| 施設 | 乳児院 | 児童養護施設 |
|------|--------------------|---|
| 対象児童 | 乳児（特に必要な場合は、幼児を含む） | 保護者のない児童、虐待されている児童、その他環境上養護を要する児童（特に必要な場合は、乳児を含む） |
| 施設数 | 131 か所 | 595 か所 |
| 定員 | 3,857 人 | 34,044 人 |
| 現員 | 3,069 人 | 28,831 人 |
| 職員総数 | 4,088 人 | 15,575 人 |

（出典）注 5 を参照。

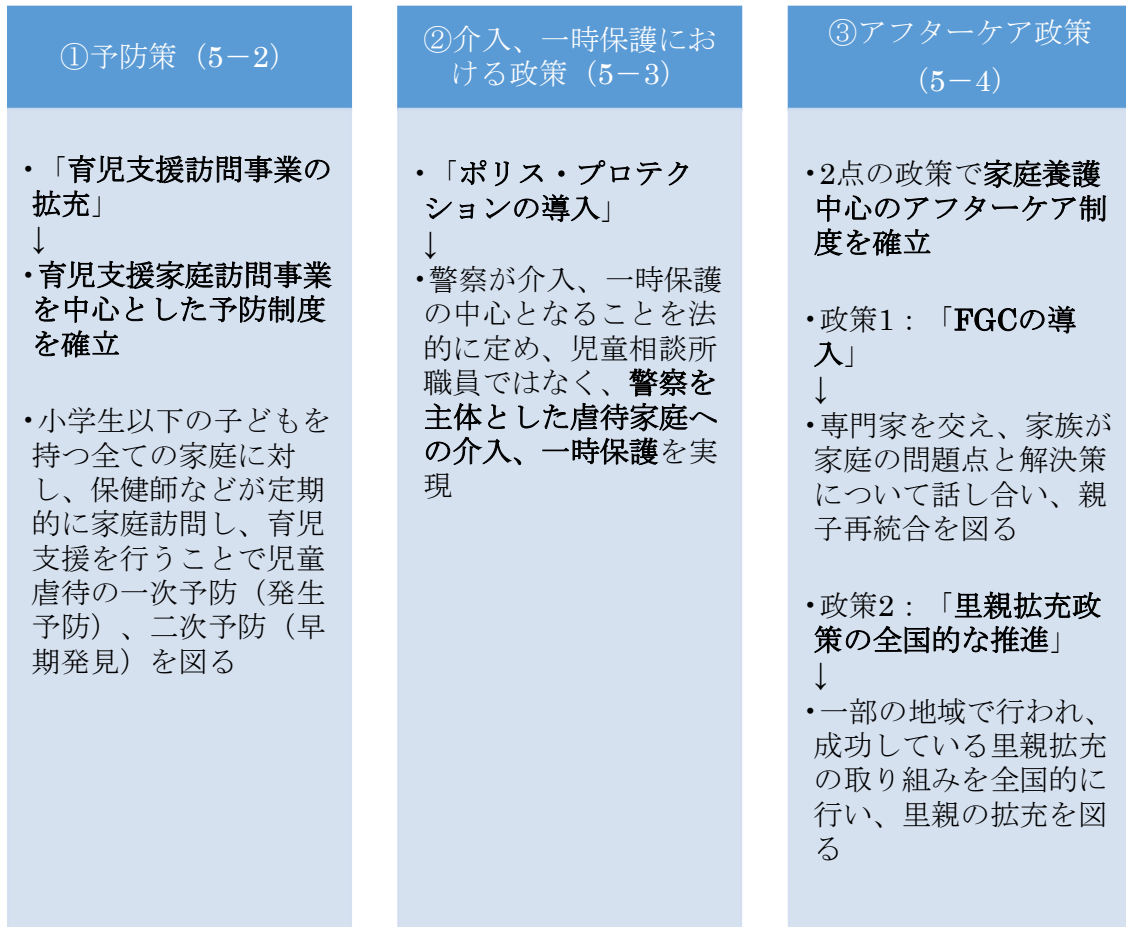
以上 2 点より、施設養護に対する家庭養護の優位性が示されたため、施設養護中心のアフターケア制度から家庭養護中心のアフターケア制度へシフトしていく必要性が導出される。よって、親子再統合を経た上での家庭への復帰、もしくは、里親における家庭養護の必要性は高いと言える。

以上から、アフターケア段階においては、「家庭養護が理想であり、かつ施設養護が限界を迎えているのに、家庭養護ではなく、施設養護が中心になっている点」に問題がある。よって、「施設養護中心の現行アフターケア制度から、家庭養護中心のアフターケア制度へシフトしていく必要性」があると言える。

5. 政策

5-1. 政策の概要

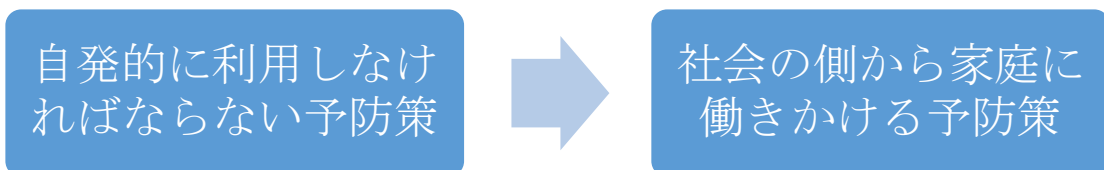
⁵（出典）「平成 26 年 社会的養護の現状について（厚生労働省）」の調査結果を基に発表者作成



5-2. 予防策

予防策として、「育児支援訪問事業の拡充」を提唱する。

【政策の狙い】



【政策の概要】

「こんにちは赤ちゃん事業」や「養育支援訪問事業」を通じて、現在、一部の家庭への育児支援訪問事業は行われている。しかし、障害があるなど、虐待されるリスクの高い子どもがいる家庭や、乳幼児をもつ家庭に限られている。一方で、児童虐待はどこの家庭でも起こりうる問題であるため、対象が一部の家庭に限られてしまっている現行の育児支援訪問事業では不十分だと言える。そこで、「小学生以下の子どもを持つ全ての家庭に対し、育児支

援のための家庭訪問」を実施する。

ここで、対象家庭をあえて「小学生以下の子どもを持つ家庭」とした理由は、「①内閣府（2011）によると被虐待児に占める小学生以下の子どもの割合が 79.4%であること、厚生労働省（2009）によると死亡した被虐待児に占める小学生以下の子どもの割合が 97.6%であることから、児童虐待を受ける子どもは主に小学生以下であると言えるため」、そして、「②子どもが小学生に成長するまでに育児指導や相談などの育児支援を十分に行えば、その後の育児においてはその経験をもとに適切な育児を行っていくことができるため」である。

政策の具体的な内容は以下の通りである。

- 周期**：基本的には 3 ヶ月に 1 回、定期的に家庭訪問を行う。ただし、育児支援が十分になされ、支援がなくても適切に育児ができそうであれば、少しずつその回数を減らしていったり、逆に育児支援を重点的にすべき家庭に対しては訪問回数を増やしていったりする。

- 主体**：各地方自治体における保健師や看護師、助産師、母子保健推進員、児童指導員、児童委員、保育士、愛育班員、社会福祉士、育児経験者によるボランティア、ヘルパーなどの、現在育児支援に当たっている主体を幅広く登用する。また、この政策には多くの人材の登用が必要となるため、前述の主体の拡充も行っていく。
基本的には専門的相談支援は保健師や看護師などの専門知識を有する主体が、育児・家事援助や悩み相談による支援については育児経験者やヘルパーなどの専門知識までは有しない主体が行う、という役割分担をする。訪問支援の主体には皆、支援の目的や内容、方法、守秘義務などについての研修を事前に受けさせることで、支援の質を担保する。

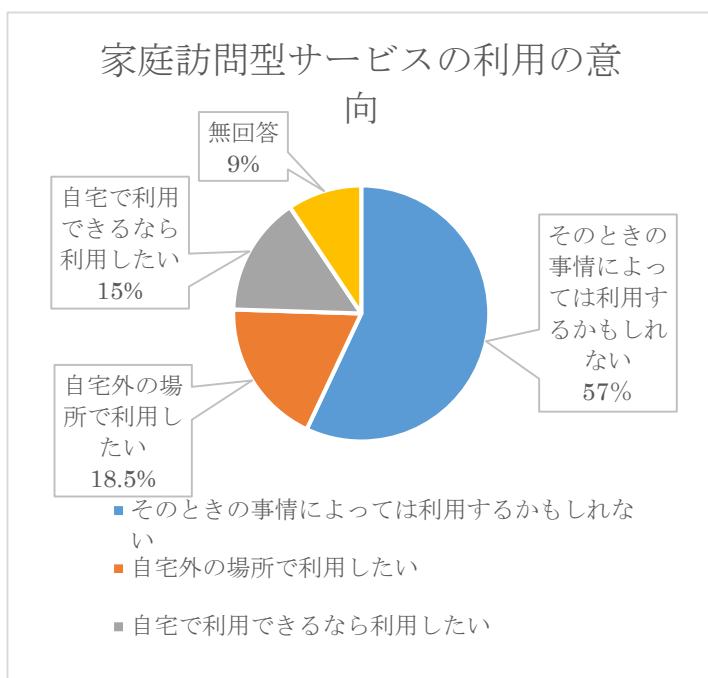
- 具体的な支援内容**：
 - ・育児経験者やヘルパーが代わりに育児を実演して、手本を見せたり、親の育児や家事を手伝ったりする。
 - ・未熟児や多胎児を持つ家庭には、育児や栄養管理において留意点があるため、保健師や看護師などが育児指導を行う。
 - ・親の身体的、精神的不調状態においては、専門家または育児経験者などが悩みを聞き、ストレスの軽減や解決策の模索を行う。
 - ・若年の親には特に重点的に、育児に関する相談や指導を行う。基本的には知識や経験の豊富な専門家が主体となる。
 - ・児童虐待が発生し、子どもの家庭復帰がなされた後の家庭においては特に重点的に、育児に関する指導や相談を行う。基本的には知識や経験の豊富な専門家が主体となる。

- ・育児ノイローゼや産後うつ状態の親には特に重点的に、育児に関する相談や指導を行う。基本的には知識や経験の豊富な専門家が主体となる。
- ・親子の心身の状況や養育環境を把握した上で、必要に応じて要支援家庭に対しては育児支援のためのサービスや制度（ファミリーサポートセンターなど）の利用を勧める。
- ・訪問した結果、特に重点的な支援が必要だと思われる家庭については、必要に応じて訪問主体らによるケース会議を行い、育児支援の十分な遂行に努める。
- ・食事、衣服、生活環境などについて、不適切な養育環境に児童が置かれていないかを親への質問などを通じて把握する。

この政策は、家庭訪問による育児支援を行い、児童虐待を未然に防ぐという一次予防効果がある。それと同時にこの政策は、定期的な家庭訪問による児童虐待の早期発見という、二次予防効果も有する。

【政策効果】

訪問事業に際して、家庭の側が訪問を拒絶することが懸念されるかもしれない。しかし、平成 18 年の千葉県における児童虐待防止調査事業「児童虐待に関する住民の意識調査」に



よると、家庭訪問型育児支援サービスの利用の意向について、グラフ 3 を見て分かるように 57.0%が「その時の事情によっては利用するかもしれない」、15.1%が「自宅で利用できるならば利用したい」と回答しており、72.1%が家庭訪問型育児支援サービスの利用について前向きな意見を抱いていることが分かる。よって、「育児支援訪問事業の拡充」という政策は十分に機能するものであると言える。

(グラフ 3⁶) (出典) 注 3 を参照。

6 (出典)「千葉県児童虐待防止調査事業 児童虐待に関する住民の意識調査(平成 18 年)」の結果を基に発表者作成

また、佐藤ら（2005）によると、平成 15 年に行われた、新生児訪問指導事業による訪問指導を受けた人へのアンケート調査では、91.3%が「育児方法が分かった」、87.0%が「指導者と話をして気持ちがすっきりした」、76.1%が「指導を受けて育児意欲が増した」、88.0%が「育児について心配になったとき相談できる場所があることが分かった」という項目について、「とてもそう思う」あるいは「そう思う」と肯定している。ここから、育児支援訪問事業により、適切な育児指導を行ったり、親のストレスを軽減したりする効果が十分にあると言える。

さらにオレゴン州では、以下の表 5 を見ても分かるように、HFA プログラムという家庭訪問事業の実施により、2004～2005 年には 1000 人当たり 26 人いた被虐待児数は、2007～2008 年には 13 人に半減した。しかも、比較対象として用意された、この事業を利用しなかった家庭では、同年に 24 人から 26 人へ被虐待児数が増加している。ここから、育児支援家庭訪問事業が虐待予防に、非常に有効であると分かる。

表 5 HFA プログラム利用群と非利用群における、1000 人当たりの被虐待児数の比較

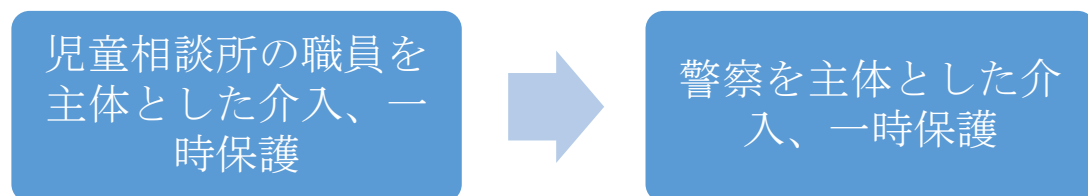
| 期間 | HFA プログラム利用群 | HFA プログラム非利用群 |
|---------------|--------------|---------------|
| 2004 年～2005 年 | 26 人 | 24 人 |
| 2007 年～2008 年 | 13 人 | 26 人 |

以上より、この政策が児童虐待の予防に有効だということが分かる。

5-3. 介入、一時保護における政策

介入、一時保護における政策として、「ポリス・プロテクションの導入」を提唱する。

【政策の狙い】



【政策の概要】

ポリス・プロテクションとは、「警察官が裁判所の許可等なしに独自の判断で虐待されている子どもを保護することができる制度」のことである。このポリス・プロテクションの制度は現在、日本の法制度に位置づけられてはいないが、この制度を法的に位置づけることが

この政策の概要だ。この制度を導入することによって、児童虐待が対象家庭において発生しており、子どもの生命や健康に対する重大な危険がある事態、保護者の暴力行為・虐待行為が強く予想される事態が発生していると判断された際には、立入調査や子どもの一時保護を、警察が前面に立って行うことが可能になる。それによって、児童相談所職員ではなく、警察が介入、一時保護の中心としていくことを目指す。

原因分析でも述べた通り、現在の虐待家庭への介入、一時保護は、児童相談所の職員が主体となって行っており、警察はその補助的な役割を担っているに過ぎない。また、それによって生じている問題も原因分析で述べた通りである。そこで、この政策によって児童相談所の職員ではなく、警察が主体となった虐待家庭への介入、一時保護を実現していく。それによって、十分な虐待家庭への介入、一時保護を実現させることができるのだ。

以下は実際にイギリスの法律に定められている、ポリス・プロテクションに関する規定の一部を抜粋したものである。これを参考にして、日本においてもポリス・プロテクションの規定を法的に定めることをこの政策では行う。

1989年児童法第46条

○要件及び期間制限等

1. 警察官は、子どもが重大な危害を受けるおそれがあると信じる相当な理由がある場合には、(a) 子どもを親・保護者等から切り離して、適切な収容施設に移動させることができ、又は (b) 子どもが既に病院その他の場所から、連れ出されることを防止するために必要な保護措置をとることができる。…

○緊急保護を行った警察官の責任

1. 子どもが発見された地域の地方当局に対して、子どもに関して取られた措置の内容、その理由及び子どもの現在の収容場所の詳細を連絡しなければならない。…

【政策効果】

イギリスでは、ポリス・プロテクションが活発に用いられており、虐待家庭への介入、一時保護において大きな成果を上げている。

実際、櫻谷（2009）によれば、イギリスでは児童虐待の件数が、2008年度においては538,500件であった。それに対し、児童虐待による死亡児童数は55人である。つまり、児童虐待の件数に対して児童が死亡した件数の割合は0.01%だと言える。また、厚生労働省によれば、日本においては2013年の児童虐待の認知件数が73,765件に対し、同年度の児童虐待によって死亡した児童数が128人であった。つまり、児童虐待の件数に対して児童が死亡した件数の割合は0.17%である。つまり、ポリス・プロテクションが活発に用いられているイギリスにおける虐待を受けた子どもの死亡率は、日本における虐待を受けた子どもの死亡率より17倍低いということになる。

これは、虐待家庭への介入、一時保護による子どもの生命や安全の確保という面で、ポリス・プロテクションを利用しているイギリスの方が、日本より優れているという事実を示している。

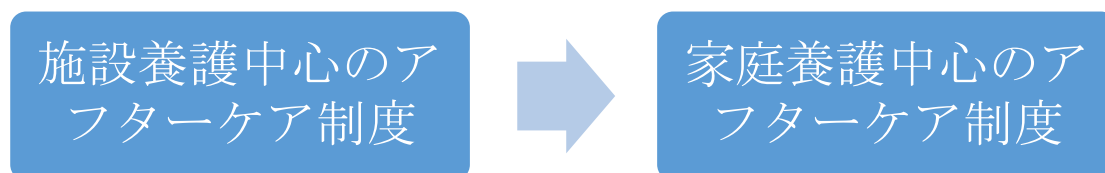
また、日本でも通報があった緊急時や、児童相談所が開いていない夜間に限って警察による介入、一時保護ができるが、2014年の上半期（1～6月）に児童虐待の事件として摘発されたものは317件、被害児童は320人であり、統計を取り始めた2000年以降においていずれも最も多かった。しかし、一方でそのうち児童虐待により死亡した児童数は10人であり、2000年以降において最も少なかった。

ここで、警察庁は2014年の上半期において「通報が増えたことを受けて、児童虐待への早期介入を警察の方針とした」という経緯があったため、警察が虐待家庭への介入に積極的に携わっていくことには十分な効果があると言える。

以上から、警察を主体とした介入、一時保護の制度を確立することには十分な効果があると分かる。

5-4. アフターケア政策

【2つの政策の狙い】



5-4-1. FGCの導入

1つ目のアフターケア政策として、「FGC (Family Group Conference) の導入」を提唱する。

【政策の狙い】

「親子再統合推進による家庭養護拡充の実現」

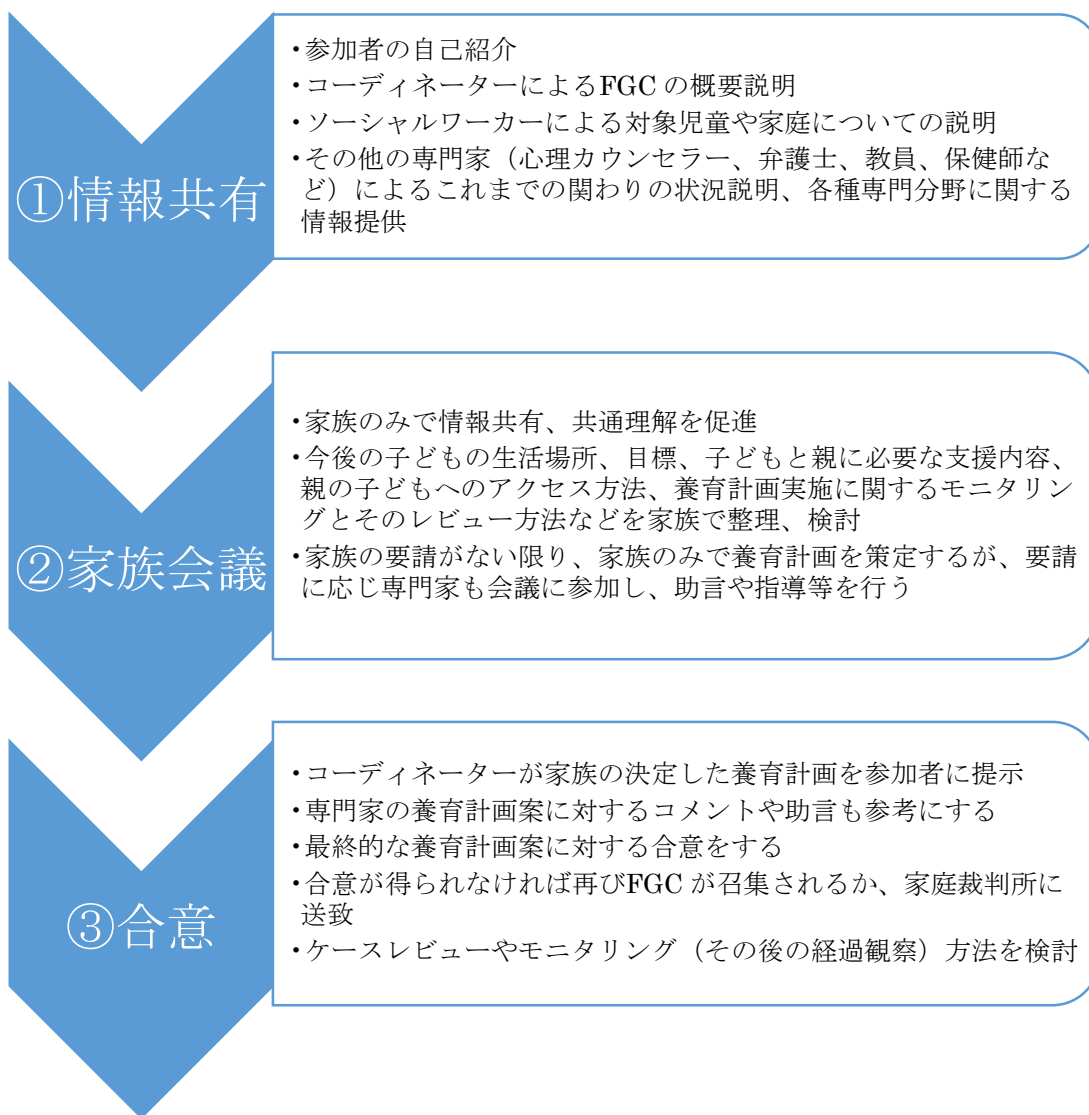
【FGCの概要】

FGCとは、「児童虐待が発生した家庭における家族が、ファミリーソーシャルワーカーなどの専門家のアドバイスを踏まえながら、子どもが安全かつ安心に養育されるための必要事項について話し合い、親子再統合を図る制度」のことを指す。

○FGCの参加者：家族、専門家（コーディネーター、ファミリーソーシャルワーカー、心

理カウンセラー、保育士、保健師、弁護士、教員、医師など)

○FGCの流れ：以下のようにFGCは進められる。



【FGCの特徴】

○FGCの特徴1：専門家中心の意思決定や、受動的な家族の会議への出席ではなく、家族が意思決定に積極的に関わり、家族が中心となって話し合い、養育計画を作成するところにある。それにより、真に当事者である家族が納得できる結論を出すことが可能となるのだ。

かと言って、完全に養育計画の決定が家族に委ねられている訳ではなく、必要に応じ専門家が助言・指導を行うことで、適切な計画を策定することができるようになっている。

- FGCの特徴2**：思っていることを言語化しにくい子どものために、「3つの家」（心配の家、希望の家、安心の家）と呼ばれる図表を活用していくこともその特徴の1つである。3つの家とは、主に子どもや親の意見を聞きながら、家庭の現在の状態、考えられる改善策、理想の家庭の状態を簡単な言葉でまとめたものである。それにより、何より大事な子どもの意見や要望を議論へ積極的に取り入れていくことが可能となる。

【FGCの例】

- ①**情報共有**：当該家庭では、父親が度々非行を繰り返す高校生の息子に対して出血するまで暴行をしていた。父親はそれを「しつけ」だと述べていた。母親は父親の暴力が自分にまで及ぶことを恐れ、それを傍観するのみであった。以上の家庭における事情について、参加者全員が情報を共有し、家族に対してもFGCについての十分な説明がなされた。



- ②**家族会議**：家族だけで、当該案件について話し合おうとするが、建設的な話し合いにならなかったため、心理カウンセラーやソーシャルワーカーといった専門家が家族それぞれの話を聞き、論点を整理した後に、助言を行いながら家族にもう一度話し合いをさせた。
- そして最終的には、「息子のしつけについて夫婦でもっと話し合うべきだったこと」、「息子が父親を恐れているが本当は愛していること」、「父親は短気な性格であり、殴る気はなくてもカッとなくなつてつい手が出てしまっていたこと」、「息子は非行をやめたいが、殴ってくる父親への反発から再び非行を繰り返してしまっていたこと」などを、会議を通じて参加者が認識した。



- ③**合意**：その上で今後は、「父親が暴力ではなく、言葉で息子と接すること」、「両親が育児について相談するため、1年間児童相談所に通うこと」などを解決策とする結論を出し、それを基にした今後の養育計画が策定され、その計画の内容について家族と専門家全員が納得し、合意に至った。その後1年間、児童相談所による経過観察が行われたが、特に問題は見られなくなったため、親子再統合に至ったと判断された。

【政策効果】

FGCの政策効果は大きく、マリー・コノリーやマーガレット・マッケンジー（2005）によると、この政策で88.8%が参加者全員の納得できる結論を出すことに成功しているため、親子再統合に成功していると言える。また、イギリスでのアンケート調査では、8割もの子どもが「FGCを通じて悩みを全て話せた」と回答しており、最も重要な「子どもの心のケ

ア」という点でも効果を上げていると言える。

その上で実際に FGC を日本へ導入していくことは可能なのかという問題が生じてくるが、結論から言えば可能であると言える。以下に、FGC の日本への導入を巡る主要な論点とそれに対する反駁をしていく。

- 「FGC を法的に位置づけられるか」→日本の法制度においても、FGC を行って法的に問題は無い。
- 「財源が確保できるか」→現在、アフターケアにおいては施設養護の維持、拡充に多くの財源が当てられているが、施設養護から家庭養護中心にシフトしていくに当たり、財源においても施設養護に費やしていた財源を利用して FGC の財源に充てていけば、問題ないと言える。
- 「児童福祉司が担当する件数を減らせるか」→政策の主体をコーディネーター、ファミリーソーシャルワーカー、心理カウンセラー、保育士、保健師、弁護士、教員、医師などに限ることで、多忙な児童福祉士に負担が行かないようにすれば問題ないと言える。
- 「家庭裁判所との連携をこれまで以上に強化できるか」→児童虐待の認知件数が増えたことへの対応として、家庭裁判所と児童相談所との連携強化は、関係機関の連携強化の一環として、政府により既に取り組まれているため、問題ないと言える。

5-4-2. 里親拡充政策

2つ目のアフターケア政策として、「里親拡充政策の全国的な推進」を提唱する。

【政策の狙い】

「里親拡充による家庭養護拡充の実現」

【里親拡充政策の概要】

当然、FGC だけで全ての虐待を受けた子ども達のアフターケアを行っていくことは、現実的ではない。何故なら、FGC を行っても再統合できない家庭は一定数存在してしまうし、FGC にはそれなりの時間がかかるものであり、FGC だけで今も増え続けている、全ての虐待が起こった家庭を網羅することは現実的ではないからだ。そこで、社会的養護を並行的に用いていく必要がある。中でも、施設ではなく家庭における養護の重要性は原因分析で述べた通りであるため、なるべく里親制度を中心とした社会的養護を併用していく必要がある。よって、里親拡充政策の全国的な推進を提唱する。里親拡充の取り組みは一部の地域で十分な成果を上げているため、そうした取り組みを全国的に推進していく。

【里親拡充政策の例】

○広報、啓発事業

- ・里親子による体験発表会
- ・1日里親体験事業
- ・里親希望者と施設児童との交流事業
- ・NPOや市民活動を通じた里親広報事業
- ・市町村や里親会と連携した里親広報事業など

○実親の理解促進事業

- ・養子縁組を希望する里親のイメージが強い中での、養育里親の普及推進
- ・実親の理解が得やすい、ファミリーホームへの委託など

○里親への支援の拡充事業

- ・里親同士の交流会の実施
- ・里親の孤立を防止するための訪問支援
- ・里親研修による養育技術の向上など

○実施体制、実施方針

- ・里親支援機関連事業を外部に委託し、里親支援体制を充実
- ・里親会の強化
- ・里親担当職員の増員
- ・里親委託のガイドライン策定
- ・里親委託等推進委員会の設置
- ・施設に入所している児童の中から、里親委託可能な児童を掘り起こすなど

【政策効果】

以下の表 6 を見ても分かるように、上述のような里親拡充政策を行ったことで、福岡市では平成 16 年度から平成 24 年度にかけて、里親委託率を 6.9%から 31.5%へ 24.6%も増加させた。大分県でも同様の取り組みを行い、同期間に里親委託率を 7.4%から 27.8%へ 20.4%も増加させた。このように一部の自治体では、里親拡充政策を成功させているところもあるため、同様の政策を行えば里親の拡充は十分に可能であると言える。

表 67 里親拡充政策に伴う里親委託率の増加

| 地域 | 平成 16 年度 | 平成 24 年度 | 増加の割合 |
|-----|----------|----------|-------|
| 福岡市 | 6.9% | 31.5% | 24.6% |

7 (出典)「平成 26 年 社会的養護の現状について (厚生労働省)」の調査結果を基に発表者作成

| | | | |
|-----|------|-------|-------|
| 大分県 | 7.4% | 27.8% | 20.4% |
|-----|------|-------|-------|

(出典) 注 7 を参照。

また、拡充できるだけの十分な里親数が担保できるかについて懸念があるかもしれない。しかし、里親数についても潜在的里親数を合わせれば十分な数が担保されているため、その点に関しては問題ないと言える。まず現在の里親登録世帯は、9,392 世帯である。それに加えて、潜在的里親も十分にいるため、里親数の心配はないと言える。

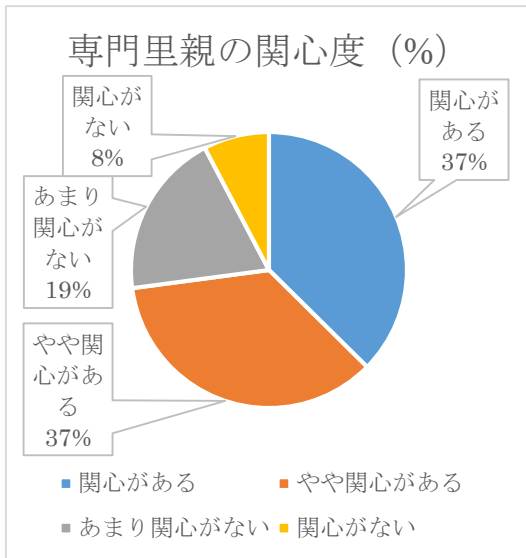
実際、木村 (2005) による、平成 15 年に 367 家庭に対し行われたアンケート調査の結果を示した、以下のグラフ 4 を見てみると、専門里親に「関心がある」、「やや関心がある」と答えている人の割合は、74%であるため、多くの人が専門里親に関心を抱いていると言える。また、同様の調査による結果をまとめたグラフ 5 を見ても、専門里親について、「すでに申請するつもり」、「やってみたい」、「してみてもいいと思う」と答えた人が 51%を占め、過半数の人が専門里親を希望していると言える。

その上で、実際に希望者全員が里親になるのかという懸念があるが、これについても問題ないと言える。そのことについて、庄司ら (1999) の「里親の意識および養育の現状について」(調査対象：里親) による、里親が増えない主な理由を挙げ、それぞれ反駁していく。

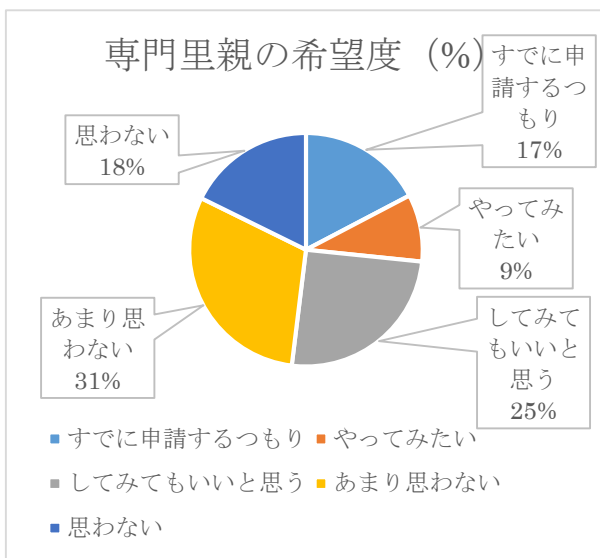
- 「里親制度が知られていない」(75.3%) →里親拡充事業により一部の地域では、既に里親に対する認知度の向上に成功しており、同様の取り組みを全国的に展開していくというこの政策を行えば、さらに普遍的に里親への認知度を向上させていくことができる。
- 「血縁意識が強いなど社会的偏見が強い」(70.3%) →現在では、里親制度に対する社会的偏見がかなり減っている上、里親の広報・啓発事業を通じてさらにそうした偏見を払拭していけるため問題ない。
- 「育児不安など子育てが難しそうに思われている」(59.4%) →児童虐待の予防政策である、「育児支援訪問事業の拡充」により、小学生以下の子どもを持つ全ての家庭に対して、育児支援のための訪問事業を行っていくため、育児不安や子育ての悩みは十分に解消できる。
- 「他者のために役立とうとする家庭は少ない」(58.6%) →以下のグラフ 4、グラフ 5 を見ても分かるように、他者のために役立ち、不妊に悩む家庭などにおいては自分たちにとっても利益のある里親制度への関心、希望は多いため問題ないと言える。
- 「近年は女性の就労が増え、子育てをする余裕がない」(52.7%) →昨今では、女性の社会進出に伴い、むしろ育児支援制度のより一層の充実や、女性の社会進出支援のための政策がとられているため、問題ないと言える。
- 「里子より養子の希望者が多い」(52.3%) →近年では里子に対しても、認知度の向上に伴い、以下のグラフ 4、グラフ 5 のような高い関心、希望がある。

このため、里親拡充政策を推進していくための基盤となる里親数、潜在的里親数は既にある程度担保されており、かつ里親拡充政策により里親への関心や希望も増えていくと考えられるため、政策により増加の見込める里親数に関しても問題ないと言えるのだ。

グラフ 4⁸



グラフ 5



(出典) グラフ 4、グラフ 5 とともに注 8 を参照。

6. 参考文献

参考書籍

- ・『児童虐待とその対策：実態調査を踏まえて』萩原玉味・岩井宜子編著、多賀出版、1998
- ・『ファミリーグループ・カンファレンス入門 子ども虐待における「家族」が主役の支援』佐藤和宏・妹尾洋之・新納拓爾・根本顕著、林浩康・鈴木浩之編著、明石書店、2011
- ・『ファミリー・グループ・カンファレンス 子ども家庭ソーシャルワーク実践の新たなモデル』マリー・コノリー・マーガレット・マッケンジー著・高橋重宏訳、有斐閣、2005
- ・『愛着と愛着障害 理論と証拠にもとづいた理解・臨床・介入のためのガイドブック』ビビアン・プライア・ダーニア・グレイサー著・加藤和生訳、北大路書房、2008
- ・『愛着臨床と子ども虐待』藤岡孝志著、ミネルヴァ書房、2008
- ・『アタッチメント 生涯にわたる絆』数井みゆき・遠藤利彦編著、ミネルヴァ書房、2005
- ・『ネグレクト児の臨床像とプレイセラピー』坪井裕子著、風間書房、2008
- ・『アタッチメントと臨床領域』数井みゆき・遠藤利彦著、ミネルヴァ書房、2007
- ・『子どもを虐待から守る制度と介入手法—イギリス児童虐待防止制度から見た日本の課題』

⁸ (出典) 『被虐待児の養育を担う専門里親の潜在的ニーズ —里親のニーズに関するアンケート調査から—』 http://www.kwansei.ac.jp/s_sociology/attached/0000076480.pdf、図 1、図 2 を基に発表者作成

峯本耕治著、明石書店、2001

参考論文

- ・『虐待ケースを100件担当するということ：1 児童福祉司からの報告』坂本理、ソーシャルワーク学会誌、2012
- ・『保健師・助産師による新生児訪問指導事業の評価 育児不安軽減の観点から』佐藤厚子・北宮千秋・李相潤・面澤 和子、日本公衆衛生雑誌、2005
- ・『イギリスの児童保護の現状と課題 —ビクトリア・クリンビエ、ベビーP 事件を基に—』櫻谷真理子、立命館産業社会論集、2009

参考 URL

- ・『B 児童虐待』、http://fs1.law.keio.ac.jp/~hkatoh/gyakutai/2_1_B.htm、2015/12/24 閲覧
- ・『児童虐待防止調査研究委員会 実施調査総括報告書』、<https://www.pref.chiba.lg.jp/jika/gyakutai/jidou/sankou/documents/soukatu.pdf>、2015/12/24閲覧
- ・『アンケート結果・分析』 <http://fs1.law.keio.ac.jp/~hkatoh/gyakutai/6.htm>、2015/12/24 閲覧
- ・『児童虐待の定義と現状 | 厚生労働省』 http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/dv/about.html、2015/12/24 閲覧
- ・『時事ドットコム：【図解・社会】児童虐待件数と通告人数』 http://www.jiji.com/jc/graphics?p=ve_soc_tyosa-jikenchildren-casualties、2015/12/24 閲覧
- ・『ニュージーランドにおけるファミリー・グループ・カンファレンスの現状と課題 — ソーシャルワーカーへのインタビューから —』 https://www.google.co.jp/url?sa=t&rct=j&q=&esrc=s&source=web&cd=1&ved=0ahUKEwiP2Yidi_TJAhUjOKYKHTp3BTMQFggBMAA&url=https%3A%2F%2Fjissen.repo.nii.ac.jp%2Findex.php%3Faction%3Dpages_view_main%26active_action%3Drepository_action_common_download%26item_id%3D225%26item_no%3D1%26attribute_id%3D18%26file_no%3D1%26page_id%3D13%26block_id%3D30&usq=AFQjCNFX6EehgWda3VtWBAVEgsEW_A77g&cad=rja、2015/12/24 閲覧
- ・『抜本的な改善が必要な児童虐待対策 — 児相研の見解に寄せて —』 <http://www.kyoto-kyoiku.com/hiroba2/hiroba137/137kawasaki.htm>、2016/1/1 閲覧
- ・『児童虐待防止調査研究委員会 実施調査総括報告書 千葉県』 <https://www.pref.chiba.lg.jp/jika/gyakutai/jidou/sankou/documents/soukatu.pdf>、2016/1/1 閲覧
- ・『児童相談所長研修（前期） 子ども家庭福祉の動向と課題』 <http://www.crc-japan.net/contents/situation/pdf/201505.pdf>、2016/1/5 閲覧
- ・『被虐待児の養育を担う専門里親の潜在的ニーズ — 里親のニーズに関するアンケート

調査から一』 http://www.kwansei.ac.jp/s_sociology/attached/0000076480.pdf、2016/1/30
閲覧

・『児童虐待防止対策・DV防止対策・人身取引対策等』 http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/dv-jinshin/index.html#hid0_mid1、2016/2/1
閲覧

・『総務省 | 児童虐待の防止等に関する政策評価<評価の結果及び勧告>』 http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/53256.html、2016/2/2 閲覧

・『平成 25 年度 福祉行政報告例の概況』 <http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/gyousei/13/>、2016/2/2 閲覧

・『社会的養護の現状について(参考資料) 平成 26 年 3 月』 http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/syakaiteki_yougo/dl/yougo_genjou_01.pdf、2016/2/3 閲覧

・『児童虐待の防止等に関する法律』 <http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H12/H12HO082.html>、2016/2/3 閲覧

・『日本財団図書館（電子図書館）里親制度の拡充・整備に関する研究会報告書』 <https://nippon.zaidan.info/seikabutsu/2002/00579/contents/003.htm>、2016/2/4 閲覧

・『ASKA の事件簿：児童虐待事件』 <http://disktopaska.txt-nifty.com/aska/cat21240358/>、2016/2/7 閲覧

・『内閣府 | 第 2 節 犯罪や虐待による被害』 http://www8.cao.go.jp/youth/whitepaper/h25honpen/b1_05_02.html、2016/2/8 閲覧

・『数字で見る子ども虐待 | Think Kids（シンクキッズ）こどもの虐待・性犯罪をなくす会』 <http://www.thinkkids.jp/genjou/consultation>、2016/2/8 閲覧